

関係住民からの意見を聴く場で頂いた ご意見に対する検討主体の考え方

立野ダム建設事業

本資料は、関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、頂いたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

平成24年10月

国土交通省 九州地方整備局

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(1/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
I. 検証について		
I-1 進め方に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月の災害が発生してからの検証の進め方が早すぎる。水害にかこつけてダム建設を進めようとしているのではないか。 ・素案公表から意見を聴く場の締切までの期間が短い。 ・素案について周知期間をきちんととり、説明会を開いた上で意見を聴く場を開催するべきである。 ・このような問題では双方向性が大事であり、住民討論集会を行うべきである。 ・議事録を見ても検討の場で中身の議論がされていなく全く検証になっていない。 ・関係住民から意見を聴く場に、何故流域自治体の首長が来ていないのか。 ・阿蘇の観光資源や経済に携わっている方々の意見も聴くべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の立野ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・立野ダム建設事業の検証に係る検討にあたっては、検証要領細目に基づき、熊本県と白川流域の全7市町村を構成員とする「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めてきております。 ・検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局ホームページで公表しております。また、検討の場は原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局のホームページで公表しています。 ・なお、これら頂いたご意見は、ダムの賛否にかかわらず論点を整理して検討主体の考え方を示し、立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書(以下、「立野ダム検討報告書」という)の参考とさせて頂いております。
I-2 情報提供に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の立野ダムの検証については、地域住民はほとんど知らない。 ・立野ダム事業について地域住民はほとんど知らない ・立野ダムはロックフィルダムと聞いていた。 ・平成24年7月洪水において、立野ダム工事事務所はどのような情報を自治体等に伝えていたのか。ダムが必要というのであれば、地域に対して今の時点で出来ることを行って頂き、その情報を発信すべきである。 ・貯水容量に関して、南阿蘇鉄道はそのまま残るのか。鉄道の線路より水面が下であれば、私の計算では水が溜まる場所の面積は21万m²しかない。これで膨大な水を貯めることができるのか。 ・立野ダムが出来ることにより、立野周辺の全体のイメージがどの様になるのかを示して欲しい。 ・報告書の字が小さく非常に見にくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立野ダム建設事業の目的、位置、規模、型式及び貯留容量については立野ダム検討報告書のP3-1～P3-3に記述しています。 ・これまで、事業説明会や防災・河川愛護等の各種行事、会合などの機会を通じて、流域の方々へ立野ダム建設事業の目的や内容の説明を行うとともに、ホームページ等による広報も行って参りましたが、今後とも、事業の具体的なイメージが分かるよう記載するなど、各種の情報提供を丁寧を実施していくよう努力してまいります。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(2/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
II. 河川整備計画・ダム案について		
II-1 治水対策の目標(九州北部豪雨との関係含む)等に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> 立野ダムの流量調節は何を基本として検討しているのか。我々としては、何をベースに検討しているのかが重要である。 河川整備計画にはダムのことは書いていない。 白川中流域の整備計画を立てて欲しい。 中流域のはん濫を防止することは、下流側にさらに大きな洪水を流下させ負担をかけるという文章があるが、国交省は中流部の治水対策をどのように考えているのか。 整備計画における残工事には黒川遊水地や橋梁改築等があるが、国交省が担当するのか県が担当するのかわからない。 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年7月洪水では立野ダムの容量はどのくらい使用することとなるのか。我々は今回の出水に対してどれだけなのかというのが基本になる。 平成24年7月洪水では立野ダムはすぐに満水になってしまう。 中流域は立野ダムがあっても平成24年7月洪水には対応できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本検証における治水対策の目標は、白川水系河川整備計画(平成14年7月)を基本としています。 ただし、立野ダムについては、段階的に整備する計画はないため、将来目標である河川整備基本方針における基本高水に対応した計画となっています。 白川水系河川整備計画(平成14年7月策定)には、立野ダムの建設が記載されていますが、菊陽町・大津町も含めた白川及び黒川を対象に策定されており、当該地区では立野ダム及び黒川遊水地群による洪水調節を行うことで水位が低下することとなっております。 白川水系河川整備計画P25に記載しているとおり、白川中流部は河道整備に伴う流量増が下流側のはん濫を引き起こさないように、下流側の流下能力向上にあわせて順次整備を進めていくこととしております。 河川整備については、国管理区間の河川整備については国が、県管理区間の河川整備については県が行うこととなります。なお、河川の管理区間については、白川水系河川整備計画のP23～24に記載しております。 白川水系河川整備計画は、国土交通省熊本河川国道事務所のホームページで閲覧できます。 【http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/river/seibi/seikei/indexkei.html】 平成24年7月洪水で、立野ダムが完成していたと仮定した場合、立野ダムの貯水容量の約4割の容量を洪水調節で使用すると試算しています。 河川整備計画の整備内容の残事業を実施することにより、平成24年7月洪水が再来しても、基準地点代継橋において計画高水位以下で流すことができ、被害は軽減されると考えています。 上記の試算結果は、第3回検討の場において情報提供するとともに既にインターネットで公表しております。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(3/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>Ⅱ-2 ダムに対する賛否に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、減災を目指すのであれば、最大リスクを想定すべき。例えどの様な費用がかかろうとも、やらなければならない事であれば、立野ダムを作れば良いと思う。 ・ダム建設そのものが段階的な整備ができるのか。減災・防災を目指すのであれば最大リスクを想定すべきである。 ・ダムを中止し、ハードよりソフト整備をして欲しい。 ・ダムは白紙に戻すべき。 ・ダムではなく、住民には目に見えて解るような対策の方が関心がある。 ・ダムを作って栄えた村はない。ダムに頼らない治水を行うべき。 ・県内では川辺川ダムの中止や荒瀬ダムの撤去があるなかで、何故この時期に立野ダム建設なのか。 ・最も重視すべきは住民が必要としているかであり、必要としていない立野ダムはいらない。 ・ダムありきであり反対である。自然を破壊し、膨大な予算を費やす。 ・外輪山の出口のところにダムを作ってもとても洪水調節できるものではない。 ・環境への配慮こそ最優先すべき課題であり、ダムを建設するべきではない。 ・ダムではなく河川整備を進めるべきである。 ・ダム完成までの10年間に洪水が来ないとは限らない。毎年継続的に実施する河道改修の方が有利である。 ・ダム前提とする中流域の河川整備をすれば、中流域の河川整備はおざなりになる。 ・ダム建設となれば、河川改修が遅れてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の立野ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。 ・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)を取りまとめたいと考えています。 ・白川では、立野ダム建設事業の検証期間中も検証後も、着実に河川整備計画に位置づけた河川改修は進めていきます。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(4/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>Ⅱ-2 ダムに対する賛否に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮排水路トンネルの工事が着手されていないにもかかわらず総事業費が917億円となっている。今後、更に事業費が増えるのではないかな。 ・ダムは作るだけでなく、その後の保守点検に費用がかかる。 ・コストでダムが有利となっているが、費用の中にダムの撤去費用が含まれていないのでは。コンクリートにも寿命があり、撤去費用も含めるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・想定以上の洪水では、立野ダムは満水になり、洪水調節不可能になる。 ・ダムが満水になれば放流せざるを得ないため、下流域に多大な洪水被害を引き起こす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立野ダム検討報告書P4-1に記載しているとおり、ダム事業の総事業費、工期の点検については、今回の検証プロセスに位置づけられている「検証対象ダム事業等の点検」の一環として行っているものであり、「現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を検討するもの。」「予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策のいずれの検討に当たっても期待的要素は含まない」としています。 ・検証の結論に沿っていずれかの対策を実施する場合も、実際の施工に当たってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限努力をすることとしています。 ・維持管理費等のコストに関しては、検証要領細目において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略)2)コスト(略)ロ維持管理に要する費用はどのくらいか(以下略)」と規定されており、これらに基づき評価を行っています。 ・なお、ダムの堤体については、適切な維持管理を行うことにより永続的に使用する計画となっております。 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節の評価軸「安全度」(目標を上回る洪水が発生した場合にどのような状態となるか)において、河川整備基本方針レベルの洪水、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水、及び局地的な大雨について評価を行っています。 ・一般に、目標を上回る洪水が発生した場合でも、ダムによる洪水調節により、ピーク時の流量を低減することやピークにいたるまでの時間を遅らせることにより、被害の軽減または避難の時間を確保する効果があります。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(5/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>Ⅱ-2 ダムに対する賛否に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水位の上下に伴う地下水位の上下変動による斜面崩壊が心配である。 ・立野周辺はカルデラの切れ目であり、過去に洪水が起きて来て、その中を溶岩を埋めたという非常に複雑な履歴をもっている。そのような点で精密な調査を行わないと安全とは言えない。 ・立野ダム建設予定地の周辺には崩壊しやすい柱状節理がある。 ・地質が悪いからコンクリートで固めるというが、年月が経ったらポロポロと壊れてしまうのは自然の摂理である。 ・立野周辺の地質で、ダムが満杯になった時に周辺の地盤も含めてダムは耐えられるのか。 ・立野ダムの工期について仮排水路トンネルが3年数ヶ月、本体が6年数ヶ月と他ダムと比較しても長い。これは地質の問題ではないか。 ・大蘇ダムと同じ様な地質の場所にあるならば、大蘇ダムと同じように水が溜まらないのではないか。 ・地震発生確率の高い活断層である「布田川・日奈久断層」の一部である「北向山断層」が通っており非常に危険である。 ・大雨が降りダムが満杯になった時に地震が起きないという保証はない。その時にダムが壊れた場合には下流域は大被害となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に、ダム貯水池周辺での湛水に伴う地すべりについては全国共通の技術指針である「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」に基づき調査及び対策の検討を行っており、立野ダムの貯水池周辺の調査についても同様の考え方で実施しています。 ・なお、ご意見を踏まえ、立野ダム貯水池周辺の地すべり等の調査状況については、その概要について【立野ダム建設事業の検証に係る検討「貯水池周辺地すべり等に関する資料」】に整理し、立野ダム検討報告書とともにインターネット等により公表することとしております。 ・一般に、断層活動によって生じる地盤変異はダム築造上支障となるため、ダム敷き及びその近傍に支障となる活断層が分布していないことを確認した上でダムの建設を計画します。 ・布田川・日奈久断層帯は、複数の断層からなっており、ご指摘の北向山断層は最も北東部に位置する断層ですが、文献調査及び現地調査の結果、その走向性は立野ダム建設予定地近傍へ向かわないことを確認しています。 ・なお、ご意見を踏まえ、立野ダム予定地周辺における第四紀断層の調査結果については、その概要について【立野ダム建設事業の検証に係る検討「立野ダム周辺及びダムサイトの地形・地質概要」】に整理し、立野ダム検討報告書とともにインターネット等により公表することとしております。 ・一般に、ダム本体の耐震設計においては、「河川管理施設等構造令」等に基づき、サーチャージ水位(洪水時にダムが洪水調節して貯留する際の最高水位)時の地震力も考慮して十分な安全性を確保することとなっており、立野ダムにおいても同様の考え方でダム本体の耐震性について設計を行っています。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(6/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>Ⅱ-2 ダムに対する賛否に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの放流孔に流木が引っかかり穴が詰まったら大変な被害が起きる。 ・阿蘇は大量の流木、岩石、泥が流れ込む。これらによりダムの放流孔が詰まる。 ・立野ダムの放流孔は5mという事であるが、白川流域には5mを超える構造物や堰堤の跡があり、ダムの穴が詰まるのでは。 ・流木だけでは無く、根をしっかり生やした大きな株も流れてくる。 ・立野ダムは阿蘇の火山灰を含んだ土砂で埋まり、堆砂がどんどん進んでしまうのではないか。 ・堆砂は水位の低下と共に流れ、元の状態に戻ると記載があるが、他のダムの水位が低下した時の状態を見ると両側には土砂が堆積している。堆砂が進み、調節ダムの役割を果たさなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流木対策として放流孔の呑口部にスクリーンを設置する計画としています。 ・立野ダムでは、さらなる安全対策として、立野ダム建設予定地の上流に流木等を捕捉できる施設としてスリットダムを設置する計画としています。なお、これまでの洪水後調査では、5mを超えるような巨石が洪水によって移動していないことを確認しています。 ・ご意見を踏まえ、立野ダムの放流孔の閉塞対策については、その概要について【立野ダム建設事業の検証に係る検討「放流孔の閉塞対策について」】に整理し、立野ダム検討報告書とともにインターネット等により公表することとしております。 ・立野ダムの土砂の動き及び計画堆砂量については、立野ダム検討報告書のP4-4に記載しているとおり、以下のように考えています。 <ol style="list-style-type: none"> ①立野ダムは、洪水吐きを河床付近に設置した洪水調節専用の流水型ダムであり、平常時は河川の形態を取りながら土砂は流下する。 ②洪水時においては、流水とともにダム上流から流入した土砂は、貯水位の上昇とともに一時的にダム湖内に堆積する。 ③その後、貯水位の低下とともにダム湖内に一時的に堆積した土砂はダム下流へ流下する。 上記の①～③の現象を一次元河床変動計算により、100年後の河床を計算した上で基本高水流量が発生したと想定した時に貯水位が最大となった時の一時的な土砂の堆積量を求め、立野ダムの計画堆砂量としています。この一次元河床変動計算による100年間の予測計算では、土砂の堆積や流出等による土砂量の経時変化を求め、堆砂形状の縦断変化および堆砂量のシミュレーションを行っています。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(7/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>Ⅱ-2 ダムに対する賛否に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設は環境への影響があるとなっており、環境保全措置を講じるといながら、その詳細は一切示されていない。 ・ダム事業地は阿蘇くじゅう国立公園の特別保護区に指定されている。素案では文化庁や環境省と協議をするとなっているが、文化財保護法や国立公園法に照らし合わせても明らかに問題がある。 ・世界の阿蘇に立野ダムは絶対に作って欲しくない。 ・阿蘇の大自然の中に、立野ダムの様な異物は不要である。 ・ダムが出来れば世界遺産登録に影響がある。また、阿蘇は世界中から観光で人があつまっている。そのような隠れた数字で表れない価値というのも含めて見直すべきである。 ・北向山が水に浸かることになり原生林がなくなってしまう。 ・北向山が洪水時に沈むとともに、試験湛水によっても沈むことから影響が大きい。 ・北向山の自然を残して欲しい。 ・北向山への影響について科学的な検証データが示されていない。 ・立野ダムは、水質が改善されてきた白川の水質悪化を招く大きな原因となるのではないか。 ・川の濁りにより鮎の生育を阻害し、のり養殖への被害を引き起こす。 ・濁りの原因である汚染物質を解消できるのか。効果的な環境保全対策をとることができるのか。 ・立野ダムの穴は川底の一番低いところよりも高くなっている。そうなれば常時湛水部が生じ水質が悪化するのではないか。 ・ダムで川をせき止めた場合の海への影響について専門家の意見を聴くべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立野ダムにおいては、できるだけ良好な環境の保全を図りつつ、ダム事業を実施することは重要であり、地域の豊かな自然環境と共生したダムづくりを目指して、有識者からなる「立野ダム環境保全検討委員会」を設立し、環境影響の予測や影響の回避・低減等の検討を行っています。 ・検証の結果、立野ダムを継続する場合は、引き続き、環境影響の予測や影響の回避・低減等の検討を行うとともに、環境保全措置を実施することとなります。 ・阿蘇北向谷原始林については、評価軸「環境への影響(生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどの様な影響があるか)」の現計画案において、「動植物の重要な種について、生息地の消失や生息・生育環境の変化により影響を受けると予測される種があるため、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。」「ダム供用後、洪水時はダムによって洪水を貯留するため、ダム貯水池内の「阿蘇北向谷原始林」の一部は一時的に冠水するが、その時間は短いことから「阿蘇北向谷原始林」の植物(木本類、草本類)の生育状況に与える影響は小さいと想定される。なお、ダム工事中に行う試験湛水は、ダム供用後に比べ、植物が冠水する時間は長くなるが、試験湛水期間の短縮を図る等の環境保全措置を講じることにより、その影響はできる限り低減されると想定される。」と評価しています。 ・なお、ご指摘を踏まえ、立野ダムのこれまで行ってきた環境調査の結果については、その概要について【立野ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】に整理し、立野ダム検討報告書とともにインターネット等により公表することとしております。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(8/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. ダム以外の治水対策案について		
Ⅲ-1 立案等に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・上井手から堀川そして坪井川へのルート、及び白川中流域を主体とした地下水の川、この2つのルートを活用する方法がある。 ・阿蘇市では遊水地群の整備を進めるほか、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する方策が必要。 ・阿蘇カルデラ内に降る雨の処理、土砂崩壊、こういう問題を解決すべき。 ・治水対策案⑮の水田に20cm貯留する案に河道掘削が含まれている。 ・治水対策案の事業費に平成24年7月洪水で壊れた護岸の復旧費用が含まれているのではないか。ダムの方が安上がりというのは信じられない。 ・治水対策案の立案については、余裕高も含めて検討するべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証要領細目の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 ・治水対策案の立案にあたっては、検証要領細目に示されている26の方策について、白川における各方策の適用性を踏まえて、組み合わせを検討しています。 ・これらに基づき、ダムを含まない治水対策案は、河道の掘削や放水路の組み合わせを含む15の案を立案し、概略評価を行った上で、「立野ダムを含む治水対策案」と合わせた6案について様々な評価軸で評価しています。 ・堤防の余裕高については、洪水時の風浪、うねり、跳水などによる一時的な水位上昇、洪水時の巡視や水防活動を実施する場合の安全の確保、流木などの流下物への対応などのために確保している高さであり、堤防の設計にあたっては、流水を計画高水位以下で安全に流下させることを目標としております。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(9/9)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
IV. その他		
IV-1 九州北部豪雨の復旧、治水対策の促進等に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月洪水の被害の原因は河川改修の遅れである。 ・平成24年7月洪水の被害が発生したところの治水対策を急いで欲しい。 ・平成24年7月洪水では整備が遅れている県区間での被害が大きかった。今後の整備についても国として適切な援助や指導を行うべきである。 ・平成24年7月洪水の流量はどのくらいだったのか。防災・減災を目指すのであれば最大リスクを想定すべき。 ・平成24年7月洪水で被害が起きた所の整備を行う方が安価ではないか。 ・白川中流域では河道の掘削を実施し、河道の流下能力を高めることが不可欠である。 ・地域の河川工事により十分な効果が発現できる。 ・白川中流域の護岸の復旧をどのようにやるのか。国・県としても力を入れて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月の九州北部豪雨については、上流の河川管理者である熊本県と連携調整を図りつつ早急に検討を進め、対策を実施して参ります。 ・なお、平成24年7月洪水の代継橋地点のピーク流量は、約2,300m³/s(暫定値)と推定しています。
IV-2 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・立野ダム検討報告書P2-21に白川は天井川であるという記載があるが、白川は天井川ではない ・白川の基準地点代継橋においては現在3,500m³/sを流すことができる。 ・P6-13に「河川改修は進めていきます。」とあるが、これは国交省の部分なのか。 ・P6-15において、立野ダムが出来た後、周辺の国有林や国の天然記念物に指定されている部分の試験湛水(5~6ヶ月程度かかると思うが)により木が枯れると思うが、枯れた木は全然切らないという表現になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・白川は洪水時の水位が周辺地盤より高い位置を流れるとともに、河川から離れるにつれて地盤高が低くなっており、はん濫した洪水が広範囲に広がる地形的特徴を有しております。 ・白川水系河川整備計画では、基準地点代継橋での目標流量を2,300m³/sとして、2,000m³/sの河道整備と、洪水調節施設として立野ダム及び黒川遊水地群の整備を位置付けており、同計画に基づいた整備が完成したとしても、国管理区間の河道においては、2,000m³/sを超える流量を安全に流下させることはできません。 ・立野ダム検討報告書P6-15には「立野ダム建設予定地内の土地に存在する樹木等は、工事及び管理上支障となるものを除き、伐採を行わない計画としています。」と記述しているとおり、工事及び管理上支障となる場合は、樹木を伐採することもあります。

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。